団体地方公務員賠償責任保険

地方公務員である会員が住民訴訟や民事訴訟に備え、積極的な施策展開に支障を来すことがなく
安心して業務に専念できるよう、公務員賠償責任保険を取り扱っています。

保険の名称	全国地方職員福利厚生協議会「団体地方公務員賠償責任保険」 取扱代理店　幹事代理店　アルプスカード株式会社 引受保険会社　幹事　損害保険ジャパン株式会社
制度の概要	地方公共団体職員（公務員）や首長が、公務に起因して保険期間中に損害賠償請求（住民訴訟及び民事訴訟、その他の損害賠償請求）がなされた場合に、職員や首長個人が負担する法律上の損害賠償金と争訟費用について保険金が支払われるもの。
保険契約者	全国地方職員福利厚生協議会（協議会）
加入者・被保険者	協議会の加入団体の構成員個人（本会の会員） ※ 保険料は加入者の個人負担 加入対象職種　地方公務員で特別職、一般職を問わない。
保険期間	令和６年９月１日から 令和７年９月１日まで（12箇月間） ※ 12月から５月までの初日（1日）を始期として中途加入可能（保険料は期間割）

被保険者１名あたりの保険金額（自己負担額なし）				補償内容	保険料（１名あたり／月額）		
①損害賠償金	②争訟費用	①＋②	初期対応費用		職員	町・村長	市長
一連の損害賠償請求あたりの支払限度額		期間中限度額					
5億円		5億円	500万円	5億円プラン	820円	—	—
3億円		3億円	500万円	3億円プラン	730円	—	—
1億円		1億円	500万円	1億円プラン	520円	8,300円	46,000円
5,000万円		5,000万円	500万円	5,000万円プラン	400円	4,500円	25,500円
3,000万円		3,000万円	500万円	3,000万円プラン	240円	1,700円	8,200円

申し込み手続きの流れ（新規加入者）

1. 互助会から７月頃に募集案内及びチラシを各所属所あて送付
2. WEB手続きフォームから申し込み　加入月の前月末日まで

更新手続きの流れ（既加入者）

1. 互助会から所属所経由で通知を送付
2. WEB手続きフォームから申し込み

ご確認ください

- ⚠ 保険料は令和５年度の金額です。
- ⚠ 月額保険料×月数を一時払いしていただきます。
- ⚠ 振込手続等については、９月下旬に互助会から所属所あてご案内します。
- ⚠ 保険期間途中の解約（脱退）及びプラン変更はできませんのでご留意ください。